

流山市地域福祉計画（素案）

平成24年3月

流山市

【平成23年10月21日現在】

第1章 計画策定の趣旨及び背景

第1節 地域福祉計画とは	1
第2節 計画策定の背景	3
第3節 第2期計画の策定	4
1 連携と協議	
2 第1期計画について	
3 第1期計画から第2期計画へ	
4 国の動向	5
5 千葉県の動き	
6 流山市の動き	6
第4節 計画の性格と位置付け	9
第5節 計画の期間	10
第6節 圏域（地域の範囲）	11
第7節 計画の策定体制	13

第2章 現状認識と課題

第1節 本市の状況	14
1 本市の概要	
2 本市の人口等	
3 地域での活動状況	15
4 市民の意識（まちづくり達成度アンケート）	16
第2節 地域での課題	17

第3章 計画の基本理念と地域福祉の推進

第1節 計画の基本理念	19
第2節 基本施策の目標	20
1 基本施策の目標	
2 施策体系	22
3 市民・地域・行政の役割	23

第4章 施策の展開

第1節 地域福祉を推進する人づくり	25
1－1 地域福祉の意識向上	
(1) 地域福祉の普及・啓発	
(2) 福祉教育の推進	26

1－2 地域福祉活動の担い手づくり	28
(1) 地域福祉活動の担い手の確保・育成	
(2) NPOやボランティアの育成	29
(3) 福祉サービス事業従事者の資質の向上	30
第2節 情報提供・相談体制の充実とサービス利用の促進	31
2－1 福祉サービスの適切な利用の促進	
(1) 情報提供体制の充実	
(2) 相談体制の充実	33
(3) 福祉サービスの評価制度の普及促進	34
(4) 権利擁護の推進	35
第3節 地域福祉推進のための仕組みづくり	36
3－1 支え合いの基盤づくり	
(1) 保健・医療・福祉などの連携	
(2) 民生委員・児童委員活動の推進	38
(3) 社会福祉協議会との連携	39
3－2 福祉拠点の充実	40
(1) 各種団体と行政との協働の推進	
(2) 社会福祉施設の活用	42
第4節 誰もが安心して暮らせるまちづくり	43
4－1 住民参加による地域の支え合い	
(1) 地域コミュニティの推進	44
(2) 地域交流の推進	45
(3) 地域活動やボランティア活動の参加促進	46
4－2 安心・安全のまちづくり	47
(1) 災害時要援護者避難支援の推進	
(2) 地域の多様な生活課題への対応	49
(3) 者・心・情報のバリアフリー化	50

第1章 計画策定の趣旨及び背景

第1節 地域福祉計画とは

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域に関するすべての人が主役となり進めていく地域づくりの取り組みです。

私たちは、家族や親戚、近隣の人、友人、知人など様々な人たちと関わりながら暮らしています。日常生活を送るなかで、私たちは誰もが、福祉課題を抱える可能性をもって暮らしています。たとえば、高齢になって介護が必要になったり、子育てをしていく中で保育サービスが必要になったり、病気のために働けなくなったり、また、障害があって在宅生活を送るうえで支援が必要になるといった場合もあります。私たちが暮らす地域社会には、福祉課題を抱えて何らかの支援を必要としている人がいますし、私たちの誰もがその当事者になります」ということです。

このような福祉課題に対して、私たちは個人や家族でその課題に対応しながら暮らしています。誰もが自分の暮らしに責任をもって、安心安全な人生を送りたいという願いをもっています。自分や家族の問題は自分たちが自己決定した方法で解決したいと願っています。自立・自律した生活を送ることはだれにも共通する願いだといえます。

しかし、ときには個人や家族だけでは解決することが難しい課題や困難に直面することがあります。そういうときには、様々な方法でその課題に対応します。公的な制度として行政のサービスを受けることもありますし、友人、知人、ボランティアやNPOなどの活動に支えられることもあります。また、企業が提供するサービスを購入することにより解決を図ることもありますし、地域における住民どうしの助け合いや支え合いにより解決できることもあります。

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、行政などが連携・協働し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、助け合う関係を築くことが大切です。こうした地域づくりを進めていく指針となるのが「地域福祉計画」です。

この「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定されており、地域福祉を推進するための指針とします。

「社会福祉法」より

(福祉サービスの基本理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第2節 計画策定の背景

地域福祉の取組みが求められる背景には、少子高齢化をはじめとした社会環境の変化とともに、人々のライフスタイルの変化や地域に対する価値観の多様化があります。そうしたなかで、生活不安やストレスの増大、自殺やホームレス、孤独死、家庭内暴力、虐待、ひとり暮らし世帯の増加、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。近所付き合いや地域の助け合い・支え合いの機会が減少する一方で、従来からの地縁、血縁という人間関係に加え、ボランティアやNPOなどの、価値観を共有する「知縁」、「志縁」といった新たな関係も形成され、その活動も活発化し、新たな人のつながりが生まれていることも見逃せません。こうした中で、旧来の福祉サービスの考え方は「行政がおこなうもの」でした。しかし、従来の「行政による措置」という考え方では、増大し多様化する福祉のニーズに対応することが難しくなってきました。そのような状況を反映して、国の社会福祉基礎構造改革がはじまりました。そこで示された理念は、生活上の様々な問題に、社会連帯の考え方立った支援を行い、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしく安心できる生活が送れるように、自立を支援することがこれから社会福祉の目的であり、また、社会福祉の基礎となるのは、「自立した個人が地域住民としてのつながりを持ち、思いやりをもって共に支え合い、助け合うというまちづくりの精神である」というものでした。これまでの社会福祉に共通基盤となっていた制度の見直しを行ったこの改革は、利用者の立場に立った社会福祉制度の実現や、時代の要請に応える福祉サービスの充実を目指し、ながらく続いた福祉の枠組みを大きく変えるものになりました。

福祉サービスの考え方を従来の「措置、給付」から「契約、利用」へ転換するとともに、この改革のもうひとつが「地域福祉の推進」です。平成12年に、これまでの社会福祉事業法を改め、社会福祉法が制定されました。その第4条において、地域福祉の推進が明確に位置付けられています。地域福祉という考え方とは、これまでの児童福祉、老人福祉、障害者福祉のような対象者別に分かれた福祉の考え方ではありません。それらを横断的あるいは統合的に推進しようとするものです。そのような地域社会を創っていくには、行政の力だけでは限界があります。地域社会を構成する一人ひとりの市民、ボランティアやNPO、各種の団体、行政がお互いに連携・協力して、それぞれに望まれる役割に基づき、これから地域社会づくりを進めていくことが求められています。

第3節 第2期計画の策定

1 連帯と協働

地域福祉計画は、一人ひとりの暮らしを自立・自律したものにするために、地域の中に様々なネットワークをつくろうとするものです。福祉の専門職のネットワーク、住民どうしのネットワーク、住民と事業者のネットワーク、ボランティア、NPO、住民と行政のネットワークなどあらゆるネットワークを地域システムとして機能させるのが、地域福祉計画です。そのために、様々な立場の者が、協働・連携して地域福祉に取り組んでいくことが必要です。

地域福祉を推進していくためには、行政も含め地域にかかわるすべての者が、それぞれ役割分担し、協働しなければなりません。行政は、地域福祉を推進する基盤整備の役割や責務があり、事業者は福祉サービスの適切な提供者としての役割や責務があるといえます。住民は、福祉サービスの利用者であり、同時に地域福祉の主体です。

2 第1期計画について

第1期計画は平成19年3月に策定され、計画期間は平成19年度から平成23年度までの5か年計画です。第1期計画の概要は、次のとおりです。

【第1期計画の概要】

基本理念	誰もが尊重され、安心して生まれ育ち いきいきと暮せるまち 流山
施策の方針	<ul style="list-style-type: none">・必要な人が適切なサービスを受けられるしくみをつくる・適切なサービスを提供するためにパートナーシップに基づいた協働を図る・総合的な効果的な事業推進体制をつくる

3 第1期計画から第2期計画へ

第1期地域福祉計画は平成19年度から5年間を計画期間とし、当初は策定から3年目を目途に見直しを行うこととしていましたが、「地区レベルで地域福祉を推進する」という地域福祉の前提となる考え方の浸透にはなお時間を要することや、第1期計画が具体的な数値目標を定めた性格の計画ではなく、計画内容も大きな見直しを必要とする部分がなかったことから、計画期間途中の

見直しは行わず、引き続き施策の推進に努めました。

第1期の計画期間が平成23年度をもって終了することから、これまでの取り組みの成果と課題を振り返り、また、社会情勢の変化や流山市内の地域福祉活動の状況を踏まえながら、より地域住民のニーズに沿った内容で地域福祉が推進できるよう計画の施策体系を組み直し、第2期計画を策定することとした。

4 国の動向

国が平成20年3月にまとめた『「これから地域福祉のあり方に関する研究会報告書」—「地域における「新たな支え合い」を求めて—』が出されました。この中で、これまで以上に地域において多様な福祉課題があることの認識と、そのことを踏まえた地域福祉の意義と役割、地域福祉のまちづくりを推進するために必要な条件とその整備方策などが示されました。この研究会報告において、地域における新たな支え合いとしての地域福祉を進めるための計画としての要素、条件とすべき事項が、次のように示されました。

- ア. 住民主体を確保する条件があること
- イ. 地域の生活課題発見の方策があること
- ウ. 適切な圏域を単位としていること
- エ. 地域福祉を実施するための環境として、情報共有がなされ、活動の拠点があり、コーディネーターがおり、活動資金があること
- オ. 活動の核となる人材がおり、後継者が確保できること
- カ. 市町村は住民の地域福祉活動に必要な基盤を整備するとともに、公的福祉サービスも地域の生活課題に対応できるよう、一元的に対応すること

5 千葉県の動き

千葉県では、社会福祉法第108条の規定に基づく法定計画として、平成22年3月に「第二次千葉県地域福祉支援計画（以下、「県計画」という。）」を策定しました。計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間となっています。

県計画では、市町村や地域住民等の取り組みを支援するため、1. 市町村等が行う地域福祉推進の取り組みへの支援、2. 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成、3. 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基

盤の強化、4. 支援が必要な一人ひとりを支える相談支援体制の充実・強化、
5. 様々な主体による地域ネットワークの構築の5つのポイントを掲げ、「互
いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」を目指しています。

6 流山市の動き

・自治基本条例の施行

自治基本条例とは、その地域における自治の基本原則を定めるもので、「自治体の憲法」ともよばれています。地方分権以降、自治体運営は国や県からの権限委譲により、その運営の自由度が増す一方、地域の将来像を自ら描き、地域の個性を活かしたまちづくりを主体的に進めていく自己決定、自己責任の重さも拡大しました。

自治基本条例は、流山市のまちづくりを、「誰が」「どのような仕組みや制度によって」「どのように行なって」「市民の暮らしを豊かにしていくか」という基本原則を明らかにし、自分たちのまちの課題は自分たちで解決するという市民自治によるまちづくりを進め、市民福祉の向上を図るためのルールを定めたもので、平成21年4月1日に施行されました。

「流山市自治基本条例」より

(目的)

第1条 この条例は、流山市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民自治によるまちづくりの推進に関する原則及び制度、市民等の権利及び責務、市及び議会の役割及び責務等を定め、それらの着実な実行を通して、市民自治を推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とします。

(基本理念)

第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることを基本理念とします。

- (1) 市民は、自治の主体であり、主権は市民にあります。
- (2) 市民等、市及び議会は、基本的人権を最大限に尊重しなければなりません。
- (3) 市及び議会は、市民の信託に誠実に応じなければなりません。

- (4) 市及び議会は、市民等の知る権利を保障し、積極的に情報提供を行ふとともに、十分な説明責任を果たさなければなりません。
- (5) 市及び議会は、市民等が市政に参加できるよう、参加の制度を整備し、その機会を多様に保障しなければなりません。
- (6) 市民等、市及び議会は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。

(地域コミュニティ)

第6条 市民並びに市内で働く者及び就学する者は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに加入し、その活動に関わるように努めるものとします。

- 2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。
- 3 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。

(協働によるまちづくり)

第15条 市民等、市及び議会は、地域課題を解決し、豊かな地域社会を実現するため、協働によるまちづくりを行うものとします。

- 2 市は、協働によるまちづくりの推進に当たっては、必要に応じて地域コミュニティ又は事業者との間に、互いの役割等を定めた協定を締結することができます。
- 3 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。

(市民参加条例)

第16条 市民等の市政への参加に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めます。

・後期基本計画の策定

流山市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」といいます。）は、地方自治法第2条第4項の規定に基づく流山市総合計画基本構想（以下「基本

構想」といいます。)の計画期間20年間(平成12~31年度)のうち、「後期」10年間(平成22~31年度)において、基本構想で示した将来都市像『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山』』の実現に向けた道筋を示す計画です。また、後期基本計画を実現するために上期3か年(平成22~24年度)の実施計画を策定しました。

・子育てにやさしいまちづくり条例の制定

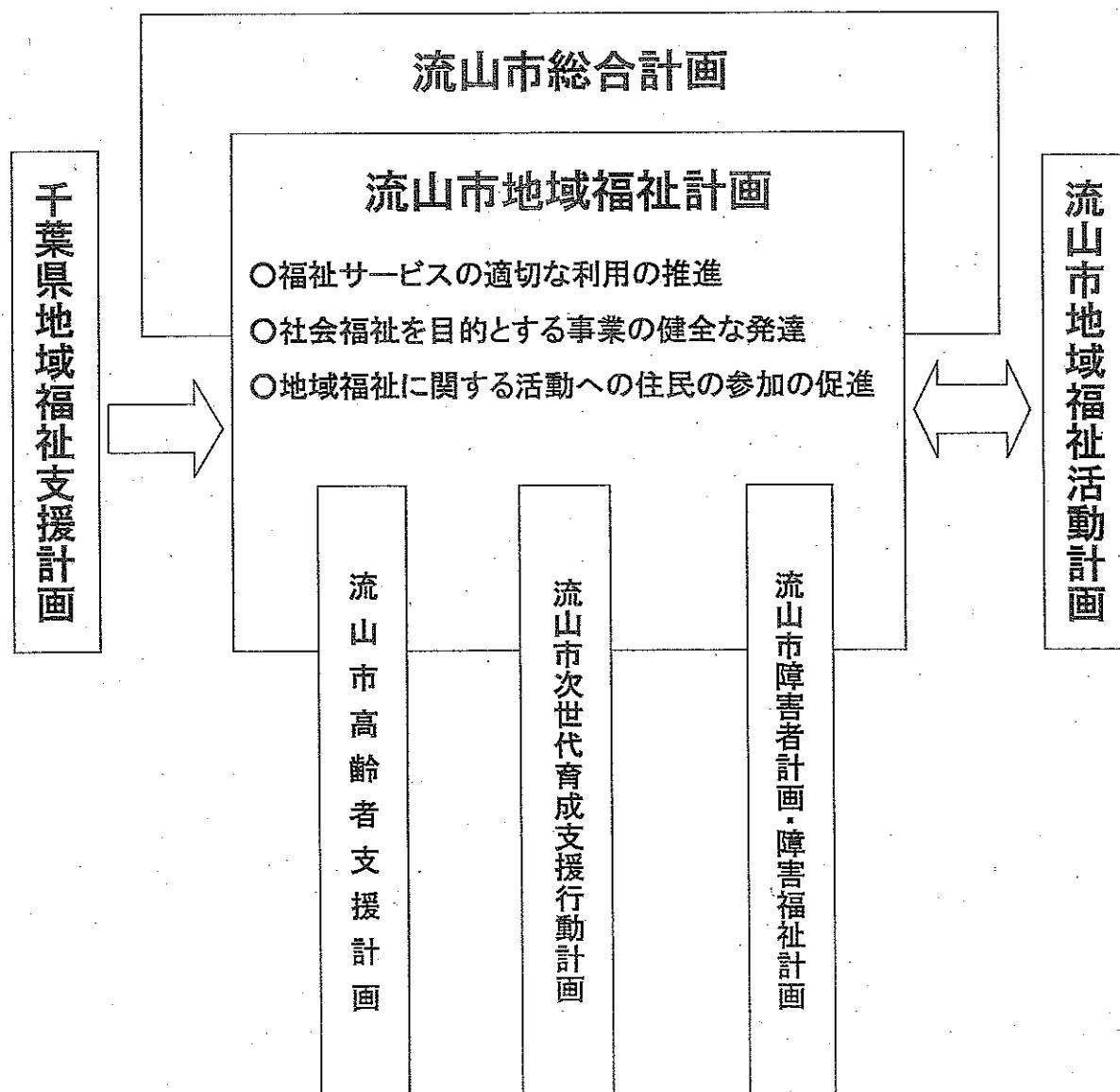
流山市子育てにやさしいまちづくり条例は、子育てにやさしいまちづくりを推進するための基本理念、基本方針、責務等を定めることにより、市、市民、事業者及び学校等が一体となって、子どもの健やかな成長を願い、次代を担うすべての子どもの幸せを図ることにより、活力ある元気な流山市を実現することを目的とし、平成20年4月1日に施行されました。

・市民参加条例の制定

流山市市民参加条例は、主権者としての市民が行政・議会に積極的に関わることができ、まちづくりの担い手としての市民が地域のコミュニティに積極的に関わることができるよう、市民参加を促進することを目的として制度を規定しています。(平成23年度作成中)

第4節 計画の性格と位置付け

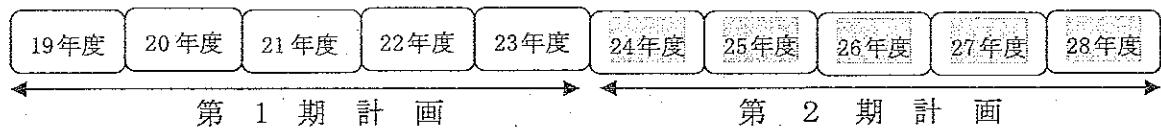
本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定されるものであり、流山市総合計画における地域福祉分野の施策を具体化する計画であり、いわゆる福祉3プラン、高齢者支援計画・介護保険事業計画、次世代育成支援対策推進行動計画、障害者計画・障害福祉計画と異なって、基本的に計画内容である単独施策メニューをもっていません。地域福祉計画は、地域での生活支援を支え、高齢者、障害者、子どもなどの区分を超えて横断的につなぐ計画です。また、総合化だけでなく、社会福祉協議会など民間団体が策定する地域福祉活動計画を含めて、関連する行政計画を横断的に連携させ、総合的な地域福祉システムの運営を図ろうとするものです。



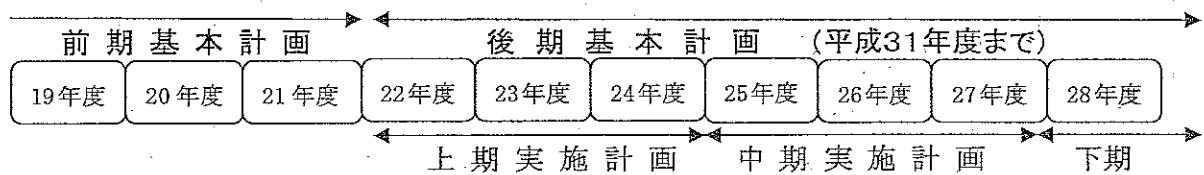
第5節 計画の期間

この計画は、平成24年度から平成28年度の5か年を計画期間とします。

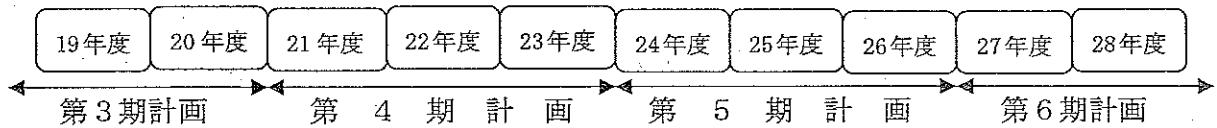
● 流山市地域福祉計画



● 流山市総合計画（基本構想 平成12年度～平成31年度）



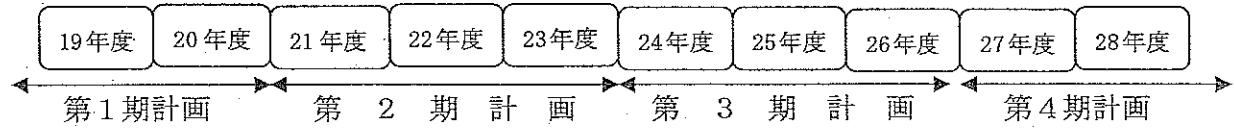
● 流山市高齢者支援計画



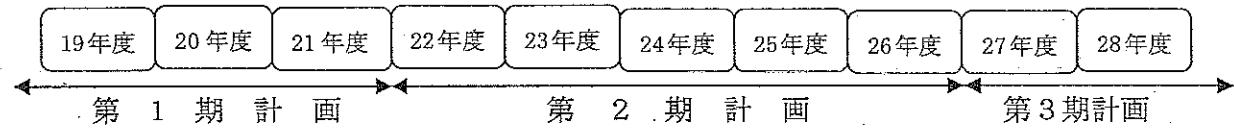
● 流山市障害者計画



● 流山市障害福祉計画



● 流山市次世代育成支援行動計画

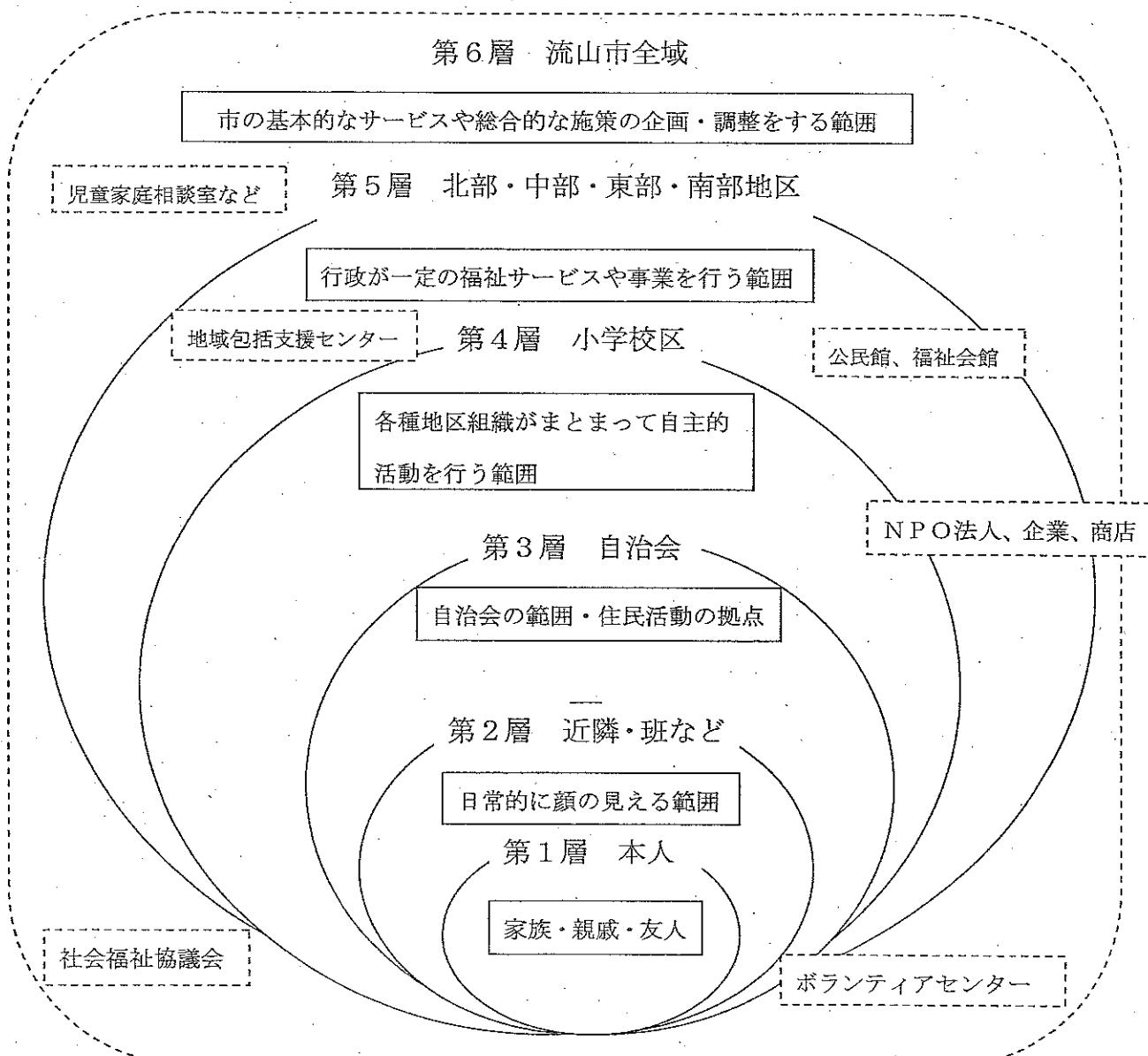


第6節 圏域(地域の範囲)

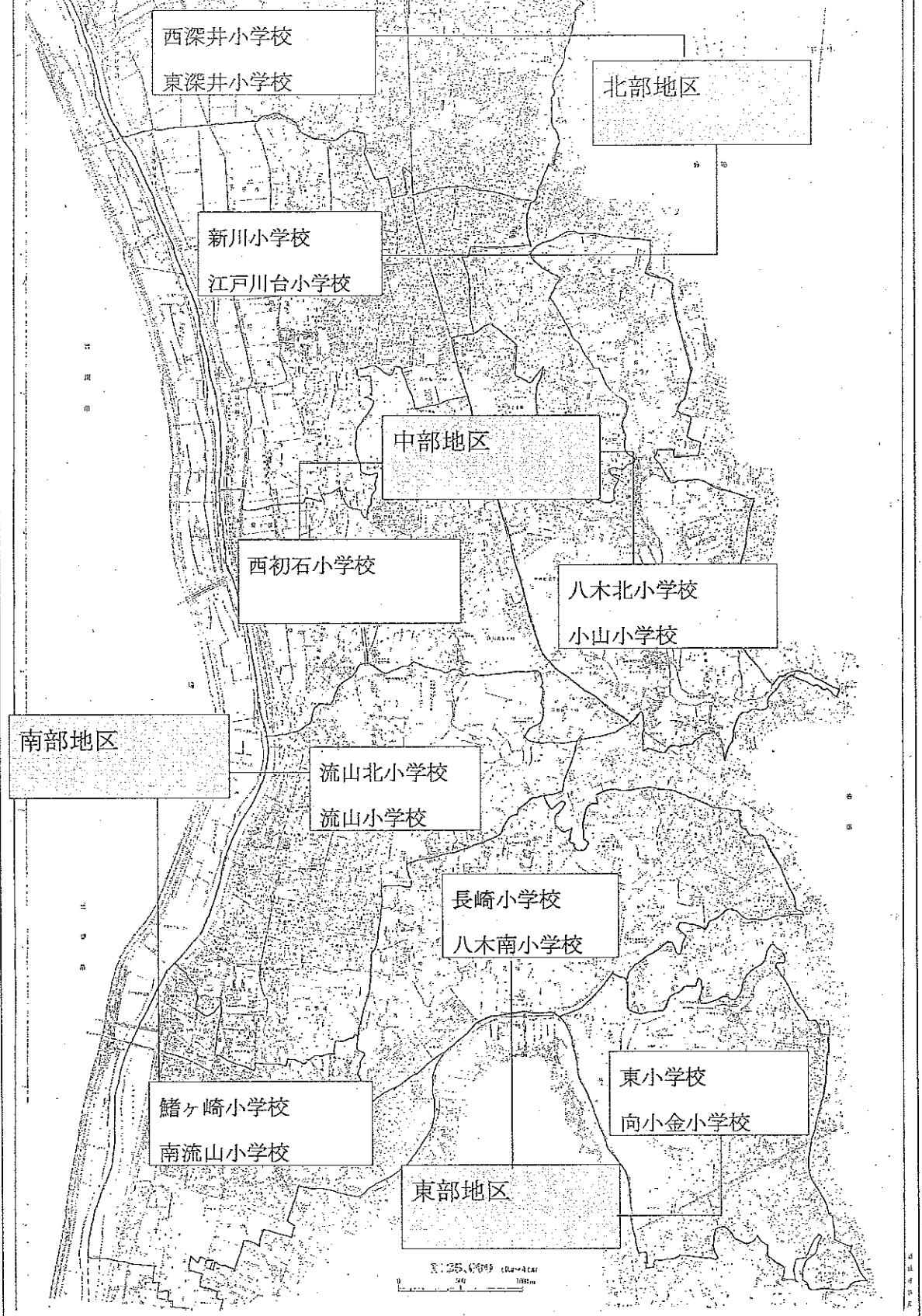
本計画は、住み慣れた地域で自分らしく暮らしたいという思いから発せられる住民一人ひとりの声をきき、地域、行政及び専門機関との連携による新たな支え合いの仕組みのもと、だれもが地域から孤立することなく、生きがいを持ち、自立・自己実現のできる地域づくりを目指します。

地域福祉計画を策定する基となる社会福祉法では、「地域」の範囲については特に規定はありません。

本計画では、流山市全域をもって「地域」とします。ただし、エリアに関する表現を、地区（北部、中部、南部、東部）として、さらに細分化する場合があります。



流山市全図



第7節 計画の策定体制

1 流山市福祉施策審議会

計画の策定にあたっては、市民や事業者の積極的な参加と行動が重要となることから、市民の代表、福祉サービスの提供を受ける者の代表、ボランティア団体の代表、社会福祉法人の代表、民生委員・児童委員、医師会の代表、歯科医師会の代表、学識経験者、関係行政機関の職員を加えた18人で組織された「流山市福祉施策審議会」において既存計画の評価、基本理念、計画内容など計画策定に関する事項の審議を行いました。

また、計画策定過程を広く市民へ周知するため、審議会を公開とし、議事録をその都度ホームページに公開するとともに、地区懇談会やパブリックコメント（意見公募手続き）により、広く市民の意見募集も行います。

2 庁内における政策合意

この計画は、流山市総合計画をはじめ、全ての既存の行政計画との整合性を図り、また、計画の実施にあたり全序的に取り組む必要があることから、流山市保健福祉諸計画策定委員会に諮り、計画の調整及び周知を図ります。

3 ニーズ把握

市民の意見を広く計画に反映するため、毎年度行っている「県政に関する世論調査」、「ながれやま まちづくり達成度アンケート」や平成21年1月に行った「流山市次世代育成支援行動計画に関するアンケート調査」、平成23年4月に行った「流山市高齢者等実態調査」の結果を参考としました。

5 計画の推進

地域福祉を推進するためには、人づくり、仕組みづくり、社会基盤づくりが必要となります。

このため、計画の推進にあたっては、地域社会を構成する一員である市民、事業者、市の三者が、協働で地域福祉活動に取り組みます。

6 計画の評価

市は、毎年度計画の実施状況の把握、点検、評価を行いながら、計画を推進していきます。

第2章 現状認識と課題

第1節 本市の状況

1 本市の概要

千葉県北西部に位置する流山市は、東京都心から30km圏内にある首都近郊の住宅都市として昭和42年に市制施行となり、平成23年4月1日現在、常住人口165,671人の都市として発展を続けています。

かつて、江戸川や利根運河を使った舟運、醸造業で栄えた本市は、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴う東京圏の外延化を背景に、鉄道沿線の宅地開発により急速に発展し、JR常磐線、東武野田線、JR武蔵野線、流鉄流山線の鉄道沿線に市街地が形成されてきました。

現在は、これら鉄道沿線の市街地に加え、平成17年8月には都心直結の首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス線が開通し、同沿線整備により、年間1%を超える人口増加が続いています。

2 本市の人口等

- 国勢調査による人口統計では平成17年10月1日から平成22年10月1日にかけて、本市では人口が11,353人、世帯では7,321世帯増加しています。一方、一世帯あたりの世帯員は、2.65人から2.53人に減少しています。
- 児童数（18歳未満の登録人口）は、平成18年4月1日の24,801人から平成23年4月1日の27,138人と2,337人の増加で、登録人口に対する児童の割合は、16.07%から16.34%と0.27ポイント増加しています。
- 高齢化率は全国及び千葉県水準を下回っていますが、高齢化のスピードは平成18年4月1日の17.15%から平成23年4月1日の20.47%と3.32ポイント上昇しています。
- 要支援・要介護認定高齢者者数は、平成18年4月1日の3,532人から平成23年4月1日の4,909人と1,377人増で、登録高齢者人口に対する割合は、13.34%から14.44%と1.1ポイント増加しています。

- 国勢調査での高齢者世帯は、平成12年の2,747世帯から平成17年の5,498世帯へと2,751世帯増加しています。また、一般世帯総数に占める高齢者世帯の割合は、平成12年の5.15%から平成17年の9.55%と4.40ポイント増加しています。
- 国勢調査での高齢者のひとり暮らし世帯は、平成12年度1,968世帯から平成17年度の3,001世帯へと1,033世帯増加しています。また、一般世帯総数に占める高齢者のひとり暮らし世帯の割合は、平成12年の3.70%から平成17年の5.24%と1.54ポイント増加しています。
- 国勢調査での昼夜間人口比率は、平成12年の70.18%から平成17年の71.87%と1.69ポイント増加しています。また、昼夜間の流入・流出人口は、減少しています。
- 国勢調査での18歳未満親族のいる一般世帯は、平成12年の15,736世帯から平成17年の14,690世帯へと1,046世帯減少しています。また、18歳未満親族のいる一般世帯率は、平成12年の29.64%から平成17年の25.67%と3.97ポイント減少しています。
- 国勢調査でのひとり親世帯は、平成12年の3,859世帯から平成17年の4,452世帯と593世帯増加しています。また、ひとり親世帯率は、平成12年の7.26%から平成17年の7.79%へと0.53ポイント増加しています。
- 身体・知的・精神の障害のある人の障害者手帳所持者数は、平成18年4月1日の4,329人から平成23年4月1日の5,302人へと973人の増で、登録人口に対する割合は、2.80%から3.19%と0.39ポイント増加しています。

3 地域での活動状況

- ボランティアセンターの登録ボランティア数は、平成18年4月1日の個人708人、64グループ1,237人から平成23年4月1日の個人789人、77グループ1,352人へと増加しています。また、派遣件数では、平成18年4月1日の150件から平成23年4月1日の232件に増加しています。

- 自治会数は、平成17年10月1日の167団体から平成22年10月1日の173団体に増加していますが、組織率は平成17年の76.66%から平成22年の71.36%と低下傾向にあります。
- 老人クラブ数は、平成18年4月1日の79団体3,986人から平成23年4月1日には76団体3,625人となり、5年間で老人クラブは3団体の減、会員数は361人の減少となっています。
- 福祉推進協力校は、平成20・21年度に小学校2校、中学校1校で指定を受けています。
- 市内のNPO法人の認証数は、平成18年4月1日の22団体から平成23年4月1日の45団体に増加しています。このうち、保健・医療・福祉、こどもを活動分野としている団体は、平成23年4月1日現在27団体です。

4 市民の意識(まちづくり達成度アンケート)

- 流山市は住み心地の良いまちであると思う市民の割合は、平成17年度の67.7%から平成22年度の72.7%と5.0ポイント増加しています。
- 健康増進のために日ごろから行っている人の割合は、平成17年度の88.5%から平成22年度の90.6%と2.1ポイント増加しています。
- 自治会や子ども会、老人会等の地域活動に参加、参加したことのある市民の割合は、平成17年度の40.5%から平成22年度の42.3%と1.8ポイント増加しています。
- 福祉サービス等に市民参加できる（協力できる）まちぐるみの福祉が出来ていると思う人の割合は、平成17年度の15.4%から平成22年度の21.8%と6.4ポイント増加しています。
- 生きがいをもって元気に暮らしている人の割合は、平成17年度の81.4%から平成22年度の78.1%と3.3ポイント減少しています。
- NPOなどの市民活動（ボランティアを含む）を行っている人の割合は、平成17年度の9.3%から平成22年度の6.0%と3.3ポイント減少しています。
- 高齢者や障害者が困っている場面に出会ったら手助けをする人の割合は、平成17年度の48.9%から平成22年度の80.5%（「出来る範囲で」を含む。）と31.6ポイント増加しています。

第2節 地域での課題

- 近年の福祉施策は、措置制度から利用者がサービスを選択して自からの意思に基づいて利用する利用者本位の仕組み（契約制度）と変化しています。また施設や病院から地域への移行が進められています。
- 個人の尊厳を尊重する視点から、個々の生活に着目し、たとえ障害があっても、出来る限り地域の中でその人らしい暮らししが出来るような様々な関係者のネットワークで受け止める基盤整備が必要です。
- 急速な高齢化の進行や生産年齢人口（15～64歳）の減少により、地域福祉の担い手を確保する必要があります。
- 核家族、一人暮らし世帯の増加による家族内の支え合いが低下しており、引きこもりや孤独死、虐待など生活課題を抱えたまま孤立しがちです。
- 独居者や認知症高齢者等の増加やプライバシー重視の傾向等による要支援者の所在・ニーズの把握が困難になっています。
- 地域の連帯感や人ととのつながりが希薄化、価値観の多様化などの影響で、「ご近所」の人間関係が形成されにくいなど、地域社会を支え合う関係が弱くなっています。
- 自治会は地縁に基づいた組織であり、区域内を網羅し住民の生活を多くの面で支えています。近年加入率が落ちているものの地域福祉活動の展開において重要な役割を期待されています。
- ボランティア活動については、「機会があれば活動に参加したい」と考えている人など潜在的なニーズを掘りおこす必要があります。
- 複雑多様化する生活課題に対応して、一人暮らし高齢者や障害者等への各種サービスについて公的制度ではカバーできないニーズ、サービス給付要件に該当しないきめ細かな対応が必要です。
- 引きこもりの高齢者等や消費者被害にあっても自覚がない高齢者など自力では問題解決能力が不十分で、公的サービス等をうまく使えない人への対応が必要です。
- 身近でなければ見えない問題があり、近隣の日常的な関係は生活課題の発見、いざという時の手助けにつなげることが大切です。
- 障害者や認知症高齢者へ理解不足などにより、社会的排除の対象となりやすい人への対処の問題が、偏見や差別につながる場合があります。

- 市民の地域福祉意識のさらなる醸成を図るほか、ボランティアや地域福祉を推進する人づくりが必要です。
- 地域社会を構成する市民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという認識をもち、思いやりをもって共に支え合い、助け合う活動が求められています。

第3章 計画の基本理念と地域福祉の推進

第1節 計画の基本理念

流山市総合計画の基本理念は「価値あるまちづくり」を掲げて、「人間の価値」「自然の価値」「文化の価値」を高めながら開かれた市政のもとに、市民と行政が共に手を取り合って、真の豊かさを実感できるまちを創造するとしています。

第1期流山市地域福祉計画では総合計画の基本理念を受け、人と地域が主人公となり、人と人、人と地域、地域と地域をつなぐ様々なしくみをつなぐ様々な仕組みを作り育てていく中で、

「誰もが尊重され 安心して生まれ育ち いきいきと暮らせるまち 流山」

を目指すことを地域福祉計画の理念とし、地域福祉活動が展開できるように取り組みを進めてきました。

しかし、高齢化や核家族化は現在も進行しており、個人の価値観やライフスタイルが大きく変化する中で、地域コミュニティの希薄化など、新たな課題も生じています。

地域福祉を推進していくうえで、市民一人ひとりの取り組みから、ボランティアなどの地域活動や行政の支援など、それぞれが連携した助け合い、支え合いによる地域づくりが重要となります。

第2期計画では、第1期計画の理念を継承し、現在の社会状況の変化や地域の実情に合わせ、行政だけではなく、地域社会を構成する一人ひとりの市民、ボランティアやNPO法人、各種の団体がお互いに連携・協力して、それぞれに望まれる役割に基づき、地域福祉を推進してまいります。

第2節 基本施策の目標

1 基本施策の目標

基本理念

「誰もが尊重され 安心して生まれ育ち いきいきと暮らせるまち 流山」を実現するため、次の4項目を基本目標に掲げます。

(1) 地域福祉を推進する人づくり

福祉サービスが多様化するなかで、福祉の担い手は企業やNPOなどが参入し、従来よりも幅広くなっています。今後ひとりでも多くの市民が地域福祉に携わることができるよう、必要な支援と人材育成が求められます。

そのため、福祉教育の推進などにより市民の地域福祉への意識の向上を図るほか、NPOやボランティアへの支援を通じ、ボランティアや地域福祉を推進するリーダー等を養成するなど「地域福祉を推進する人づくり」を進めます。

(2) 情報提供・相談体制の充実とサービス利用の促進

誰もが家庭や地域の中で、障害や年齢に関わらず、その人らしく、安心して自立した生活を送るには、必要な時に、利用者本位の適切なサービスが利用できる環境が必要です。

そのため、気軽に相談できる相談体制づくりや、保健・医療・福祉サービスの情報提供システムを確立し、わかりやすく、利用しやすい保健・医療・福祉サービスを実現できるよう「情報・相談の充実とサービス利用の促進」を図ります。

(3) 地域福祉推進のための仕組みづくり（ネットワークの構築）

地域で生活する人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉などの連携、関係機関・関係団体との連携の強化が必要となります。

そのため、関係団体との連携・協働し、利用者が安心してサービスを利用できるよう「地域福祉推進のための仕組みづくり」を進めます。

(4) 誰もが安心して暮らせるまちづくり

少子高齢化や核家族化の進展、個人の価値観の多様化など、現在、私たちが

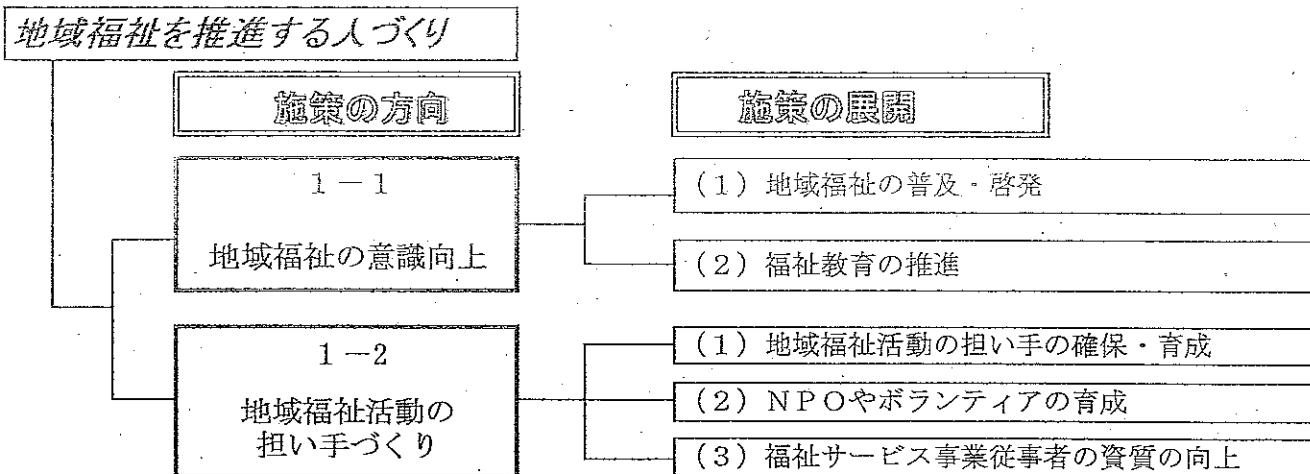
生活する地域社会や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中で、複雑、多様化する生活課題や福祉ニーズに対応していくためには、地域社会を構成する住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという共通認識を持ち、思いやりをもって共に支え合い、助け合う活動（共助）が求められています。

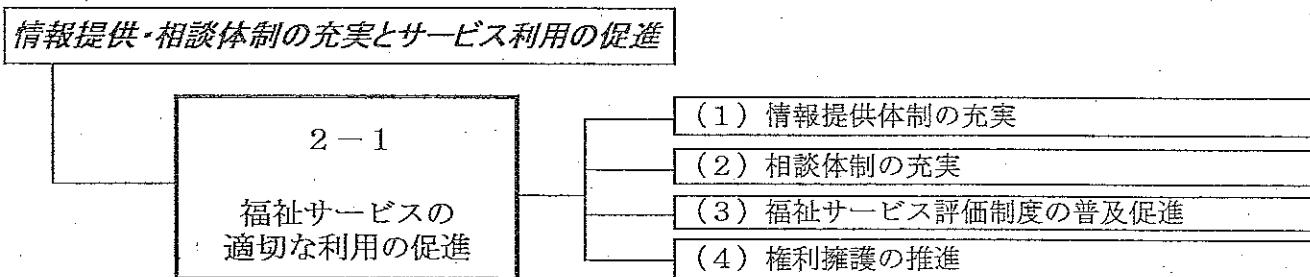
そのため、共助を主体として、住民の自立した生活をサポートする地域による支え合いや緊急時における地域での支援体制を構築するために、地域まちづくり協議会の設置と支援を行い、希薄になりつつある地域住民同士のつながりを強めるなど「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

2 施策体系

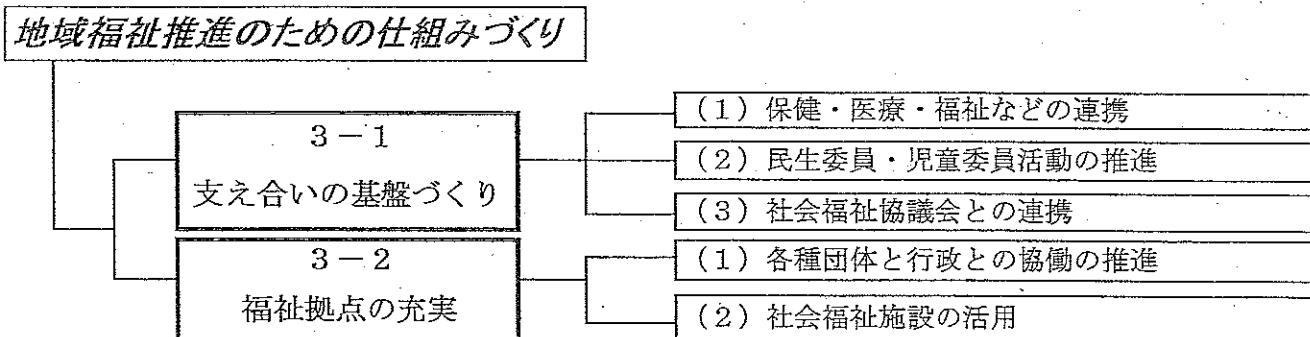
*基本目標1



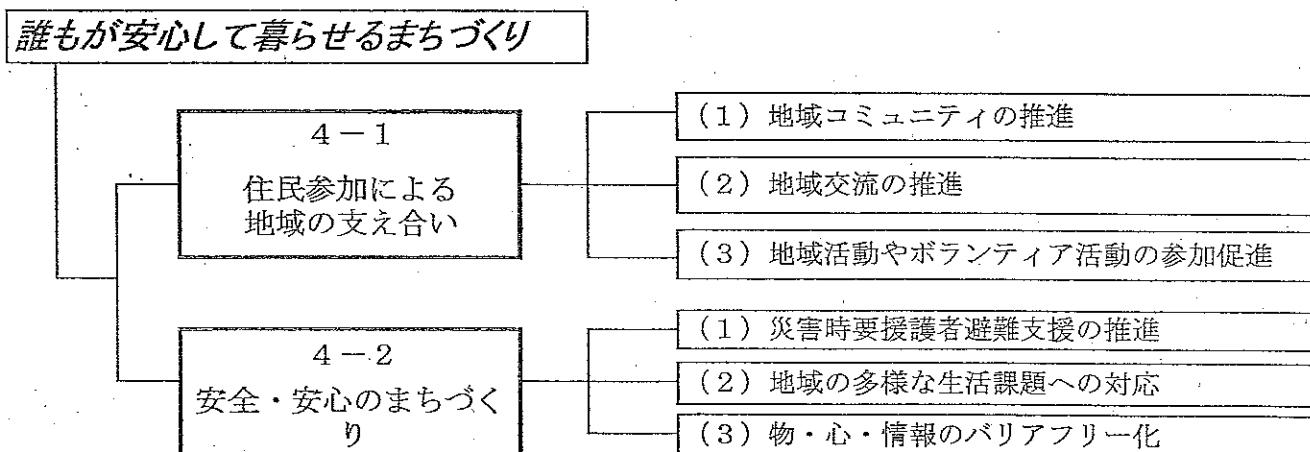
*基本目標2



*基本目標3



*基本目標4



3 市民・地域・行政の役割

地域福祉を推進するためには、人々が地域でお互いに助け合い協力し合うことが不可欠です。福祉サービスによる支援は、市や事業者が提供するものだけでは不十分です。個々の思いやりや行動、さらにはそれぞれの力を合わせ協力することも地域福祉を進める大きな力となります。そのために、本計画では、市民一人ひとりが取り組むべき「自助」、地域社会が協働して取り組むべき「共助」、行政として取り組むべき「公助」の三つに区分し、地域福祉の推進に向けた基本的役割について定めます。

(1) 自助(市民の役割)

地域福祉推進の主役である市民は、福祉サービスの利用者であり、地域福祉の担い手でもあることから、市民一人ひとりが地域福祉に対する学びと理解を深めていくとともに、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、支え合う地域社会づくりを推進する役割が期待されています。

(2) 共助(地域等の役割)

ア 活動団体(自治会、ボランティア団体、NPO等)の役割

活動団体は、地域福祉を組織的に支えていく基盤となることから、あらゆる市民に対し、地域福祉活動への参加の機会を提供するとともに、参加の呼びかけや受け入れを促進するなど、地域に密着した活動と支援が求められます。

イ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、市民の地域福祉活動への参加促進をはじめ、地域福祉活動に対する支援を行うとともに、多様な地域福祉活動組織との間に構築された関係性を生かし、市民と市民、市民と事業者、市民と行政などの多様な地域資源をつなぐ、ネットワーク化推進の調整役としての役割を担っています。

ウ 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、身近な地域において、支援を要する人の発見、援助に努め、地域住民にとって最も身近な福祉に関する相談相手です。ま

た、地域福祉の推進者として、行政や社会福祉協議会等と連携した活動を行っています。

エ サービス事業者の役割

サービス提供事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援を促進し、サービスの質の確保をはじめ、事業内容やサービス内容に関する情報提供、その他サービスとの連携などに取り組むことが求められています。また、専門的な知識を持つ職員や施設などを生かし、市民や行政と協働しながら、地域福祉活動の活性化に参加していくことが求められています。

(3) 公助(行政の役割)

市は、市民等と協働し、住民ニーズを十分に把握しながら、地域福祉施策を推進していく役割を担っています。

また、住民による主体的な地域福祉活動を促進するため、社会福祉協議会と連携し、地域における福祉推進体制づくりや地域福祉の普及・啓発を進めます。

第4章 施策の展開

第1節 基本目標1の展開

地域福祉を推進する人づくり

施策の方向 1－1

地域福祉の意識向上

＜施策の展開＞

- (1) 地域福祉の普及・啓発
- (2) 福祉教育の推進

施策の方向 1－2

地域福祉活動の担い手づくり

＜施策の展開＞

- (1) 地域福祉活動の担い手の確保・育成
- (2) NPOやボランティアの育成
- (3) 福祉サービス事業従事者の資質の向上

1－1 地域福祉の意識向上

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが、地域福祉を自らの問題として認識し、福祉への理解と関心を高めることが必要です。

一方で、住民相互のつながりの希薄化とともに地域住民一人ひとりの地域福祉に対する意識が薄れてきています。地域福祉の更なる充実のためには、市民の地域福祉の担い手としての意識の向上と、地域住民主導の福祉活動の促進が求められています。

(1) 地域福祉の普及・啓発

現状・課題

地域への関心や住民同士のつながりが希薄化しているなか、地域における助け合いや支え合いの意識の醸成を図るため、地域福祉に関する啓発などを進める必要があります。

その前提となる市民一人ひとりの力を引き出し、共に地域の中で暮らすために何をすべきかを学び、活動し、理解を深めることができます。

方向性

地域福祉を進めるためには、一人ひとりの自助、自立を基本としながら、多くの人が自主的に協力しあい、お互いを理解しあっていくことが必要です。

地域における連帯感を育み、市民一人ひとりが助けあいの意識を高めます。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">一人ひとりが、地域福祉を自らの問題として認識し、福祉への理解と関心を高めることが必要です。地域での行事や福祉イベント等に積極的に参加する必要があります。地域福祉の講座などに積極的に参加する必要があります。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">地域福祉に関する講演や研修の実施を促進します。地域福祉活動に関するPRや啓発活動を実施します。ふれあいサロンや子育てサロンなど、地域福祉活動を積極的にPRします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">市民を対象とした地域福祉学習の機会を設けるとともに、市民の自主的な活動を支援します。様々な媒体や機会を通じて、福祉に関する情報を提供していきます。

(2) 福祉教育の推進

現状・課題

「ふだんのくらし」の中に、福祉に関する学習課題はたくさんあります。福祉に関する学びは、生活課題ともつながっており、子どもから大人まで地域住民全体に関係するものです。子どもだけではなく、だれでもが地域福祉について学び、参画することが必要となっています。

方向性

児童・生徒の福祉への理解と関心を高めるために、家庭・地域、学校における福祉教育、学習活動の推進を図ります。また、生涯学習の観点からも、福祉に関する情報提供に努め、住民の地域福祉への意識の向上に努めます。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">・福祉に関する講座や研修等に参加する必要があります。・地域福祉への理解や、人権に対する理解を深めます。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">・子どもが福祉活動に参加する機会をつくります。・福祉施設の協力を得ながら、施設開放や地域イベントを通じ、住民が福祉を感じられる機会をつくります。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">・多くの人が福祉への関心を高め、福祉活動への関わりを持つよう、意識啓発や福祉への理解を広めていきます。・学校教育・福祉学習等を通じて、様々な世代に対して相互理解・人権啓発を進めていきます。

1-2 地域福祉活動の担い手づくり

地域福祉活動の推進には、団体活動の中心となるリーダーの発掘及び育成が重要となっています。

また、興味はあるが実際のボランティア活動につながっていない人たちも多い、というまちづくり達成度アンケート結果からも、情報の提供はもとより、きっかけづくりが必要です。

いつまでも地域で安心して暮らすためには、地域住民による見守り活動や安否確認などの福祉活動が必要なことから、こうした地域福祉活動を担うさまざまな人材の更なる確保、養成が求められています。

(1) 地域福祉活動の担い手の確保・育成

現状・課題

地域での福祉活動では、担い手の固定化や高齢化、若い世代への活動の広がり不足などの課題が挙げられ、福祉活動を担う人材の発掘・育成への取り組みが大きな課題となっています。

方向性

地域福祉活動に貢献されている民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、自治会などの方々に加え、子どもから高齢者までより多くの市民に地域福祉活動に携わっていただけるような取り組みを推進します。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉に関心を持ち、自分の知識や経験を生かし、できることから取り組みます。・民生委員・児童委員や自治会等の活動に理解を深めます。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉活動により多くの市民が関心を持ち、ボランティアの意義を理解し、参加していただけるよう、定年後の世代など多くの人々に働きかけ、活動の担い手を育成していきます。・ピア（仲間、同じ立場）による心のケアを推進します。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">・民生委員・児童委員が地域社会において住民の立場に立つて活動できるよう民生委員・児童委員協議会に対する活動への支援を推進します。・地域住民、ボランティア、NPO法人、事業者の資質の向上を図るとともに広域的な連携と協力体制を推進します。

(2) NPOやボランティアの育成

現状・課題

地域福祉活動は、多くの地域住民がボランティアとして参加し、そうした人々の力で活動が支えられています。

ボランティア活動に参加しやすい取り組みを進めることができます。特に、団魂の世代、高齢者の参画について工夫していくことが求められています。

方向性

本市の「市民と行政のまちづくりのための指針」に基づき、NPOと行政が対等のパートナーとして、協働によるまちづくりを推進します。

また、市民の柔軟な発想を生かし地域における多様な生活課題に対応するため、ボランティアセンター、市民活動推進センターの充実と、効果的な活用を図ります。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉の担い手として自らの知識や経験を生かし、ボランティアやNPOの活動に取り組みます。・困っている人を見たら、声をかけたり、必要な手助けをしたりという、ちょっととしたボランティア活動をします。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動への参加意欲のある市民がボランティア活動に取り組みやすくなるよう、流山市社会福祉協議会のボランティアセンターで行われるボランティア登録や活動内容の相談、活動先の紹介等といった活動拠点としての機能充実を図ります。・中高生の体験学習の場としてサービス提供事業者に協力を求めます。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">・地域に根ざしたボランティア活動が展開されるように必要な支援を行っていきます。・NPO法人をはじめボランティア団体の活動の支援の充実を図ります。・福祉関係のNPO法人の設立を支援していきます。

(3) 福祉サービス事業従事者の資質の向上

現状・課題

福祉サービス事業従事者の資質の向上は、基本的には事業者の責任ですが、利用者的人権・権利擁護の観点からこれを支援することが求めています。

方向性

福祉ニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、関係機関と連携し研修会を実施するなど福祉サービス事業従事者の資質の向上に努めます。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">・福祉サービスを利用するときは、様々な情報を入手し、良質な事業者の選択に努めます。・問題があった時には、事業者等の苦情相談窓口に連絡し、事業従事者のサービス改善につなげるよう努めます。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">・福祉サービス事業者各々の内部研修はもとより、シルバーサービス連絡会等の職能団体での研修の充実に努めます。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">・困難事例については、事業者と連携して、解決を図ります。・サービス提供事業者や従事者への情報提供を図ります。

第2節 基本目標2の展開

情報提供・相談体制の充実とサービス利用の促進

施策の方向 2-1

福祉サービス
の適切な利用
の促進

〈施策の展開〉

- (1) 情報提供体制の充実
- (2) 相談体制の充実
- (3) 福祉サービス評価制度の普及促進
- (4) 権利擁護の推進

2-1 福祉サービスの適切な利用の促進

市民の生活様式や考え方が多様化する中で、市、事業者、ボランティアやNPO法人などにより様々な福祉サービスが提供されています。しかし、一方では、どのようなサービスがあり、どのようにすれば利用できるかなど、利用者側には伝わっていないケースもあることから、利用者の視点にたった情報提供のあり方、利用しやすい仕組みづくりを進める必要があります。

また、サービスを利用する側とサービスを提供する側は対等な立場であるべきことから、利用者側が不利益を被らないよう、福祉サービスの質の向上や、苦情処理体制の整備が必要です。

(1) 情報提供体制の充実

現状・課題

情報の提供にあたっては、すべての人が容易に情報を得ることができ、その内容を十分に理解できることが重要です。

支援が必要な方に的確に情報が伝達できるよう、情報の提供方法や情報格差を補う工夫をする必要があります。

方向性

誰もが必要とする情報を容易に入手できるよう、多様な方法による情報提供を行うとともに、高齢者や障害者、子育て世帯はもとより、今後サービスを利用することが見込まれる方にも配慮し、適切な情報提供に努めます。

今後の取組み状況

市民の取組み	・広報、回覧等の情報には必ず目を通すように心がけます。
地域等の取組み	・福祉に関する情報や地域特有の情報を地域住民が共有するために、社会福祉協議会等を中心に情報の共有を図ります。 ・各種団体や事業者は、積極的に地域へ情報発信します。 ・福祉サービス事業者は積極的に利用者への福祉情報提供をします。
市の取組み	・広報紙、パンフレット等による分かりやすい情報提供に努めます。 ・だれもが見やすく使いやすい市ホームページの掲載に努めます。 ・出前講座などにより福祉サービス内容の周知を図ります。

(2) 相談体制の充実

現状・課題

現在、市内では、福祉関係機関、福祉事業者、NPOやボランティア団体など様々な福祉サービスの担い手が、様々な福祉活動を行っており、福祉施設、医療機関、保育所、幼稚園、さらに地域で活躍している民生委員・児童委員など、福祉に関する身近な相談窓口となっています。

しかし、実際にはこうした身近な相談窓口がどこにあるかわかりづらいといった声も聞かれます。

方向性

地域包括支援センターや身体障害者福祉センター、西深井地域生活支援センターをはじめとする施設、民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員など、身近な方や場所で気軽に相談でき、適切なサービスが提供できる、一貫した相談体制の構築に努めます。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">困っている問題を自分自身で抱え込まないで身近な専門機関に相談します。相談窓口や福祉サービスについて教え合います。困ったときに相談できる人や窓口を日頃から確保・確認しておきます。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">各種支援センターや民生委員・児童委員と連携し、福祉サービス利用の手助けをします。問題を抱えている人やサービス利用に結びついていない人を市や関係機関につなげる役割を果たします。サービス提供事業者は、専門の知識や技術を生かした相談・支援活動を行います。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">現在設置している各相談窓口の専門性の向上とともに、各窓口間の連携を図り、相談者の多様なニーズに適切に対応できる相談体制の充実を図ります。相談員の資質の向上を図ります。

(3) 福祉サービス評価制度の普及促進

現状・課題

福祉サービスを受ける場合、利用者は、質の高い福祉サービスを求めます。利用者のニーズにあった事業者をどう選択すればよいサービスが受けられるかが求められています。

方向性

提供される福祉サービスは、公平・中立な第三者機関が客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択が行えるようになります。

千葉県では平成18年度から福祉サービス第三者評価事業を行っていますが、その、普及促進を図ります。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">・福祉の各種制度への関心を高めます。・必要に応じ、福祉の各種制度や相談窓口を有効に活用します。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">・第三者評価の積極的な導入に努めます。・情報を必要としている人に必要とする情報の提供に努めます。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">・サービス提供事業者による評価や情報提供の取り組みが適切に行えるよう働きかけを行います。また、利用者が安心してサービスを利用することができるように苦情解決の支援や対応を行います。

(4) 権利擁護の推進

現状・課題

福祉制度が措置から契約へ変わってきたことから、判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等が、安心してサービスが受けられるようサポートが必要です。

また、虐待、DV、孤独死、不登校・ひきこもりなど様々な生活課題があります。

誰もが、人としての尊厳をもって、家庭や地域社会の中で、障害の有無や年齢、性別によって差別されず、安心して生活が送れるように、市民一人ひとりの人権を尊重する地域づくりが大切です。

方向性

福祉サービスの利用者が、その利用において問題が生じた場合に、事業者との関係で弱い立場に立つことのないよう、対等な立場で苦情・要望が言える環境整備と、公正な苦情解決への対応に努めます。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">・人間の尊さ、命の大切さを理解し、人権を尊重します。・認知症や障害者に関する情報に努めるとともに知識と理解を深めます。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">・地域での生活課題の発見に努めます。・社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、N P O 法人、福祉団体などは、様々な機会を通じて権利擁護を推進していきます。・福祉事業従事者への権利擁護の啓発等に努めます。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">・様々な問題解決にむけ、地域福祉活動団体や関係機関などと連携し解決の推進を図ります。・認知症高齢者や障害のある人などが、必要なサービスを適切に利用できるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発や利用促進を図ります。・虐待等の予防と早期発見に努め、その解決に努めます。

第3節 基本目標3の展開

地域福祉推進のための仕組みづくり

施策の方向 3-1

支え合いの
基盤づくり

〈施策の展開〉

- (1) 保健・医療・福祉などの連携
- (2) 民生委員・児童委員活動の推進
- (3) 社会福祉協議会との連携

施策の方向 3-2

福祉拠点の充
実

〈施策の展開〉

- (1) 各種団体と行政との協働の推進
- (2) 社会福祉施設の活用

3-1 支え合いの基盤づくり

地域における多様なニーズに対応し、地域福祉を推進するためには、行政がその支援を行うことはもとより、社会福祉協議会をはじめ福祉活動団体や保健・医療機関などの様々な団体の機能が重要な資源になります。

そこで、地域福祉の担い手となるこれらの団体と行政が連携・協働することにより、地域福祉活動がさらに発展するよう、福祉を支える基盤づくりを図ります。

(1) 保健・医療・福祉などの連携

現状・課題

支援を必要とする人の状況やニーズに応じ、必要とされる保健・医療・福祉サービスを効果的・効率的に提供するため、保健分野の各種検診事業や相談事業と福祉分野の各種サービスや相談事業の一体的利用とサービスの提供を支える医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、サービス事業者など関係機関・関係団体との連携が求められています。

方向性

保健・医療・福祉などの連携強化を図り、地域の様々な活動や社会資源の活用をめざします。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">・自らの身は自ら守るという意識を常に持ちます。・特定健康診査や定期的な検診を受けます。・住み慣れた地域で安心して暮らせるよう行政や地域などが行う保健・福祉・医療に関する講座や体験学習に参加します。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対しては、地域の関係者が連携し、日常的に見守り・交流により支える地域のコミュニティづくりを進めます。・自分たちの住む地域のことは、自分たちが責任を持って決定していく「地域福祉の仕組みづくり」に取り組む意識を醸成します。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センター等の相談機関が必要に応じて専門機関の支援や適切な医療・介護サービスにつなげられるよう、地域における新たな相互協力体制を構築します。・流山市健康都市プログラムに基づく各種事業の推進を図ります。

(2) 民生委員・児童委員活動の推進

現状・課題

民生委員・児童委員は、身近な相談役や支援者として、各種相談に応じ必要な援助を行うなど、幅広く地域福祉活動に取り組んでいます。しかし、地域のつながりの希薄化が進む中で、生活課題や問題を抱えた人が地域から孤立しやすく、また地域の課題として捉えにくくなるといった問題も発生しています。

方向性

住民の立場に立ちながら、生活のこと、子ども・障害のある人・高齢者のことなど幅広い相談を受けたり、問題を解決していくため、関係機関との連携や情報交換を図っています。

地域の人たちが安心して暮らせるように、見守りの必要な人の早期発見や災害時ひとりも見逃さない運動の活動を行っていきます。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">・担当民生委員・児童委員を知り、身近な相談相手として活用します。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">・民生委員・児童委員が活動しやすいよう、積極的に支援します。（地域）・地域住民のニーズを的確に把握し、行政や関係機関と連携し、課題解決に努めます。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">・民生委員・児童委員と関係機関との連携を推進します。・市民に民生委員・児童委員の活動実態を広く周知し、各地域において密着した活動ができるよう環境整備に努めます。・民生委員・児童委員として必要な知識を学ぶ研修の実施など必要な支援をしていきます。

(3) 社会福祉協議会との連携

現状・課題

本市における地域福祉活動は、社会福祉協議会を中心として展開されており、市民の福祉への理解を深め、福祉活動への参加、協力を得ながら、また、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域の関係団体や地域包括支援センター等の関係機関と連携して、地域で活動する人の支援や組織等の福祉コミュニティづくりが課題となっています。

方向性

増大するニーズに対応するため、事業内容の検討及び施策の推進に協働で取り組みます。

また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携しながら計画に基づく施策の実現を目指します。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">市社会福祉協議会の会員となるとともに、その活動について関心を持ちます。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">社会福祉協議会は、人材の育成や財源の確保など組織基盤の強化を図ります。地域福祉のリーダー役として、関係者や関係団体との連携強化と情報の共有を図ります。地域福祉活動計画を策定し、実践していきます。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">理事会や、評議委員会に行政代表委員として参画します。地域福祉活動計画の策定を支援します。

3-2 福祉拠点の充実

地域では、さまざまな福祉活動団体、NPO法人、福祉サービス提供事業者などが、相談や情報提供、サービスの提供などを行っており、地域福祉の拠点となっています。このような拠点としての機能をより強化するために、活動の場づくりや必要な人に必要な支援がスムーズに提供されるしくみづくりが必要となっています。

また、市内4箇所に設置されている地域包括支援センターは、総合相談支援、権利擁護、包括的、継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの業務を一体的に担っており、社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャー等により専門的な知識や経験を生かし高齢者を取り巻く様々な事案に対応しています。このような専門的な支援機能を持つ地域包括支援センターを各地域の福祉拠点として、多面的に機能の強化を進めています。

(1) 各種団体と行政との協働の推進

現状・課題

市民が福祉サービスを利用する場合は、各分野、関係機関や団体の複数のサービスを横断的に利用することもあります。このため、サービス提供者は連携を強化し、協働で福祉サービスの推進を図ることが求められています。

方向性

民生委員・児童委員、健康づくりや子育てなど地域福祉に携わる団体やボランティア、NPO法人など、各団体間の情報交換や多様な社会資源の連携を支援します。

そして、市民が健康で安心して暮らせるよう、市民と行政が協働で支えあうための仕組みづくりに取り組みます。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域には、社会福祉事業者やN P O 法人などがあり、どのような活動を行っているか、把握しましょう。 ・自治会、老人クラブ、子ども会など地域にある組織に対し、理解を深める努力をします。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会や自治会などと地域にある社会福祉施設やN P O 法人などとの間で、日頃から活動情報の交換を行ったり、意見交換を行う場を設けたりし、交流の場を図ります。 ・社会福祉事業者、N P O 法人は、積極的に地域の活動に参加、協力するように努めます。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉を推進するための、活動の場を提供します。 ・地区社会福祉協議会や自治会の活動への社会福祉施設やN P O 法人の参加・協力を推進するため、活動主体間の連携促進を図ります。 ・公的福祉サービスは分野ごとに提供していますが、効率的でないこともあることから、行政組織における横の連携促進を図ります。

(2) 社会福祉施設の活用

現状・課題

地域にある社会福祉施設は、利用者へのサービス提供だけではなく、地域全体の福祉サービスに関する情報の収集・発信・交換、総合的な相談の場として、活用することが望まれています。

方向性

地域包括支援センターを介護予防の拠点として、また、高齢者の相談窓口として関係機関・関係団体と連携していきます。
また、公民館や集会所、福祉会館などを、地域福祉を担う拠点として活用することを検討します。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">・公民館や集会所、福祉会館などを福祉拠点として活用します。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">・地域の福祉施設を、地域福祉を担う市民が気軽に集まることができる場とします。・気軽に集まっておしゃべりできる場づくりを進めます。・事業者は、地域交流事業に積極的に参加し、また、開催します。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">・高齢者やその家族など総合相談窓口となっている地域包括支援センターの機能強化を図ります。・子育てに関わる自主グループやボランティアへの支援、相談事業の充実を図ります。また、子育て中の親子が交流しながら、相談や情報提供できる場を身近な場所に整備していきます。・高齢者福祉施設や障害者福祉施設、児童福祉施設などの福祉施設が行う地域開放事業を促進し、市民と施設利用者との交流に努めます。

第4節 基本目標4の展開

誰もが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向 4-1

住民参加による地域の支え合い

〈施策の展開〉

- (1) 地域コミュニティづくりの推進
- (2) 地域交流の推進
- (3) 地域活動やボランティア活動の参加促進

施策の方向 4-2

安全・安心のまちづくり

〈施策の展開〉

- (1) 災害時要援護者避難支援の推進
- (2) 地域の多様な生活課題への対応
- (3) 物・心・情報のバリアフリー化

4-1 住民参加による地域の支え合い

地域コミュニティの推進母体として、自治会は地域福祉活動の基盤となっています。そこに住む人が自治会の活動に参加することは地域の連帯を深める意味でも非常に重要です。しかし、核家族や価値観の多様化などを背景に自治会加入率は年々低下傾向にあり、平成23年度には約 44.5% となっています。地域における連帯感の希薄化とともに、伝統的な相互扶助機能も弱体化してきています。

平成23年4月に実施した高齢者等実態調査結果でも、隣近所との付き合いにおいて、44.5%の方は「顔を合わせれば挨拶する程度」と答える一方で、体の具合が悪くなったり、介護が必要になった場合に、自治会やボランティアによる声かけなど簡単な援助をしてもらうことについて考え方を聞くと「簡単な援助を頼みたい」と答えた人が 66.9% になるなど、地域での支え合いに期待が寄せられています。そこで、思いやりのある地域コミュニティを推進するため、地域福祉活動の基盤となっている自治会活動を一層促進していく必要があります。

(1) 地域コミュニティの推進

現状・課題

地域福祉を推進するに当たっては、母体となる地域コミュニティが組織され、いつどのような場所でも気軽に声をかけられるようなコミュニティづくりが大切です。地域住民のつながりの希薄化や価値観の多様化などにより、地域での日常的な支えあい、助け合いが少なくなっています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには住民相互の交流や地域の関係団体が連携し、地域での支え合い、助け合いが行われるよう、意識の啓発や地域組織への参加の促進が必要です。

方向性

地区社会福祉協議会において、その地域の特性に合わせた各種事業に取り組んでいますが、より多くの方が地域課題を考え、課題解決へ向けた取組みに参加するといった福祉コミュニティづくりを推進します。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">・自治会活動への理解を深め、積極的に参加します。・家族、隣近所がどのようなことに困っているか把握します。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">・地域で行われている行事や活動を広く知らせ、地域住民の参加を促します。・誰もが地域活動に参加しやすい雰囲気づくりに努めます。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">・小学校を単位とした地域まちづくり協議会の設立を図り、福祉活動の活性化に努めます。・自治会への加入促進を支援します。

(2) 地域交流の推進

現状・課題

高齢者等実態調査による、隣近所との付き合いの程度については「顔を合わせればあいさつする」といった付き合い方が最も多く、「毎日のように話をする」、「時々世間話をする」といった親密な付き合いの割合は低くなっています。近所付き合いが希薄になってきている現状にあります。

方向性

地域の行事や様々な機会を通して市民の触れ合いや交流を活発にし、地域のつながりを深めていく必要があります。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">・地域の一員として、積極的に地域活動に参加します。・日頃からあいさつや要援護者への声かけ、見守り活動を心がけます。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">・様々な地域行事を通じて、顔見知りの関係などのつながりができるような地域活動を展開します。・高齢者や障害者を含め、幅広く住民に地域活動への参加を呼びかけます。・地域の人が交流できる機会を増進します。・地域でどのようなボランティアが必要なのかを把握し、ボランティアを積極的に受け入れます。・社会福祉施設の持つ専門的知識、経験を生かし、地域活動への協力や施設の地域開放に努めます。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">・子どもから高齢者まで幅広い年齢層や障害者などが地域福祉活動に関われる地域交流事業を支援します。

(3) 地域活動やボランティア活動の参加促進

現状・課題

地域福祉の推進を図る上で、住民団体による地域活動やボランティア活動が果たす役割は大きくなっています。

とりわけ、超少子高齢社会が進む中で、団魂の世代を含め、多くの方々に地域福祉活動に参加していただききっかけづくりを進めていく必要があります。

方向性

地域社会をより住みやすいものにしていこうという意識の高まりを生かし、地域の生活課題への対応とともに住民の自己実現意欲も満たすことができるよう、地域活動やボランティア活動への参加を促進します。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">自らが、福祉サービスの受け手であるとともに、担い手であることを認識し、空き時間や能力を積極的に地域活動やボランティア活動に参加するよう努めます。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">住民の地域福祉意識の醸成を図るため、地域活動への参加を呼びかけます。（地域）団魂の世代をはじめ、住民が地域活動に参加しやすいよう情報提供や雰囲気づくりに努めます。（地域）ボランティア団体への支援・助成を通じて、ボランティアの育成に努めます。（社会福祉協議会）
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">市民活動推進室や社会福祉協議会のボランティアセンターを活用し、市民のボランティア意識の醸成を図ります。様々な地域活動を周知し、市民が参加できるよう情報の提供と共有化に努めます。

4-2 安心・安全のまちづくり

地域の連帯感が希薄になっている中、地域社会における安心・安全のが求められており、民生委員・児童委員等の福祉関係者やボランティア団体など、地域全体で課題を共有し、地域づくりを推進する必要があります。

また、全ての人が住み慣れた地域で、安心して暮らすためには、施設、道路、交通機関などの生活環境のバリアフリー化だけでなく、偏見や障害に対する理解不足から無意識に差別してしまうことがなくなるよう、心の面でのバリアフリー化の普及啓発が必要です。

さらに、高齢者や障害者など災害弱者といわれる方々が地域で安心して暮らせるよう要援護者の居場所を把握すると支援を的確に行う体制づくりを進めていく必要があります。

(1) 災害時要援護者避難支援の推進

現状・課題

大規模な災害が発生した際には、初期対策として地域での防災活動が重要な役割を担っています。

本市においても、自治会を中心とした自主防災組織が多く結成され、地域における自主防災活動を行っています。また、民生委員・児童委員による「災害時一人も見逃さない運動」もすすめられています。

災害対策の推進にあたっては、市全体としての総合的な取組が重要であり、中でも災害時要援護者の個別避難支援を的確に進める体制づくりが課題となっています。

方向性

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害がある人などが、安全かつ確実に避難できるよう、「地域防災計画」や、「災害時要援護者避難支援計画」に従って、自主防災組織をはじめとする地域の支援団体と連携しながら災害時要援護者避難支援事業を進めていきます。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">・災害時に支援が必要となる方は、自らが要援護者であるという意思表示を行います。・日頃から、自治会や近隣住民との交流を図り、避難支援を受けやすい環境づくりに努めます。（要援護者）・要援護者との信頼関係を構築するとともに、普段から見守りや声かけを行います。（支援者）
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">・地域における各種行事や事業を通じて要援護者との交流を図り、普段から見守りや声かけを行います。・防災訓練等を実施し、住民の防災意識啓発に努めます。・自主防災組織の結成を進めます。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">・防災訓練の実施や地域住民による防災訓練の支援を通じて、市民の防災意識の向上に努めます。・災害時は、市から、防災行政無線や、携帯電話の流山市安心メールまたは、自治会等を通じた対象地域への連絡網等による情報伝達に努めます。・流山市災害時要援護者避難支援計画を推進します。

(2) 多様な生活課題への対応

現状・課題

高齢者をはじめ、障害のある人、子育てをしている人など、地域には何らかの支援を必要とする人たちが暮らしています。こうした支援の必要な人たちが身近な地域でより安心して生活していくには、地域の多様なネットワーク機能を生かし、様々な生活課題の発見に努め、対応していくための活動が必要です。

方向性

地域課題を解決するために、地域の見守り体制の充実を図り、各種団体間のネットワークづくりに努めます。また、虐待やDVについて、身近な問題としての認識を高めるとともに、相談体制の充実や関係機関との連携を強化し、迅速な対応に努めます。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">・隣近所で支援が必要な人の見守りに努めます。・身近に相談できる相手をつくります。・隣近所で異変を発見したら、関係機関へ相談、連絡・通報します。・民生委員・児童委員を中心に、支援が必要な人の把握に努め、見守り支援します。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">・各種相談機関との連携を強化します。・高齢者の見守り活動、児童・生徒への登下校時の声かけ運動などを支援します。・地区社協が主体となって活動し、地域の課題を解決するための活動を支援します。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">・虐待などの早期発見に努め、関係機関と連携して問題解決に努めます。・民生委員・児童委員へ支援を必要とする人の情報を提供します。・様々な生活課題に対する対応について情報を提供します。

(3) 物・心・情報のバリアフリー化

現状・課題

すべての人が積極的に社会参加できるよう公共施設等のバリアフリー化とともに、市民やサービス事業者等への意識啓発が必要です。

方向性

誰もが暮らしやすい、社会参加しやすい福祉のまちづくりに向けて、道路や駅舎等のバリアフリー化や移動手段の確保に努める必要があります。また、心のバリアフリーへの啓発活動を推進します。

今後の取組み状況

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none">・高齢者や障害者、妊娠婦などの擬似体験や介護体験等を通じて要援護者等への理解や交流を深めます。・エレベーターや優先駐車スペース、身体障害者用トイレ等の優先施設を尊重するなど思いやりの心をもって行動します。・バリアフリー、ユニバーサルデザインについて理解を深めます。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none">・可能な範囲で、要援護者の地域福祉地域生活を支援するとともに、介護者の負担の軽減に協力します。・点字広報や声の広報等を発行し、情報の提供を行っていきます。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none">・公共施設や、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。・高齢者や障害者が自宅で暮らしやすいように住宅改造を支援していきます。・人権教育・啓発の講演を行うとともに、障害や認知症等についての理解を深めるよう情報を提供します。